

広島県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十六年一月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年一月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

下川辺尾道線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
尾道市原田町梶山田字古引四八三六番一地从 から 尾道市原田町梶山田字矢内山二〇五七番一 地 先まで		一〇・八〇 四一・八〇	一〇・八〇 三六・八〇	五五・〇〇 五五・〇〇	幅員減少 不用物件延長 七〇・〇〇メ ートル